

令和 6 年度

一般組合員の

公的年金制度について

年金の3階建てイメージ図

3階 (公務員独自の年金)	年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付) 公務員の退職給付の一部として支給される年金 平成27年10月以降、退職時まで積み立てた給付算定基礎額に基づき支給されます。 *平成27年9月以前の経過的職域加算額の説明は省略しています。
2階	厚生年金(被用者年金) 会社員や公務員等が加入する年金 老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金
1階	国民年金(基礎年金) 20歳以上60歳未満のすべての日本に住所を有する方に共通する年金 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金

<令和 6 年 7 月版>

公立学校共済組合京都支部年金係

はじめに

公立学校共済組合の長期給付事業（年金）は、公的年金制度の枠組みの中で地方公務員の福利厚生制度の一環として、組合員の退職、障害及び死亡に際して組合員とその遺族の生活に寄与してまいりました。

近年は、令和4年10月に地方公務員等共済組合法が改正されたことに伴い、公立学校共済組合の組合員種別に従来の「一般組合員」の他、「※短期組合員」が新設されました。

（※短期組合員・・・健康保険や福祉事業の適用のみの組合員であり、年金の適用はありません。）

本資料は、改正を幾度となく繰り返している年金制度について、将来年金を受け取られる方に、分かりやすく、案内させていただく資料として、公立学校共済組合京都支部（京都府教育庁管理部福利課内）において作成しました。

理解が深まる一助となれば幸いです。

令和6年7月

公立学校共済組合京都支部年金係

手続きのポイントとなる時期

- ① 資格喪失時（一般組合員→短期組合員への種別変更含む。） P. 1
- ② 年金支給の繰上げ（60歳～65歳未満） P. 4
- ③ 年金の決定・支給（65歳到達時） P. 1
- ④ 年金支給の繰下げ（66歳～75歳） P. 5

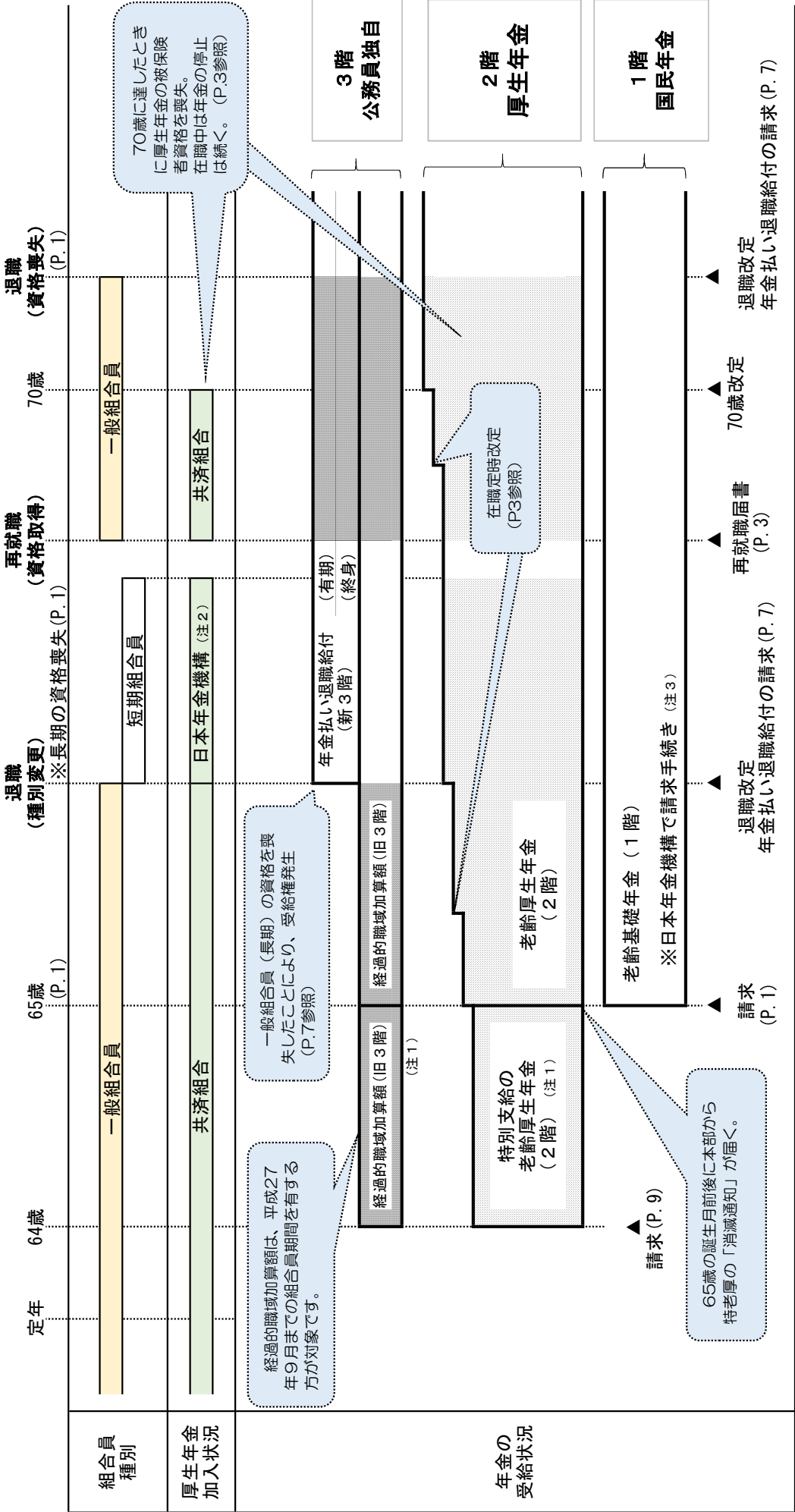
※ S34. 4. 2～S36. 4. 1 生まれの方は、64歳到達時にも年金決定・支給があります。

目次

1	年金を受け取るための資格喪失時の手続き	P. 1
2	老齢厚生年金	P. 1
(1)	受給資格要件	P. 1
(2)	年金額	P. 2
(3)	在職中による年金の支給停止	P. 3
(4)	在職中の老齢厚生年金受給者の在職定時改定	P. 4
(5)	支給の繰上げ	P. 4
(6)	支給の繰下げ	P. 5
3	年金払い退職給付	P. 7
4	年金の支給月	P. 8
5	「65 歳からの年金」以外の年金	P. 9
(1)	特別支給の老齢厚生年金	P. 9
(2)	障害厚生年金	P. 10
(3)	遺族厚生年金	P. 11
6	併給調整	P. 11
7	年金受給者となった後の手続き	P. 12
8	年金にかかる税金	P. 12
9	退職後の年金加入	P. 12
10	離婚時の年金分割制度	P. 13
11	国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ	P. 13
参考資料 (公的年金の種類・保険給付の種類等)		
	お問い合わせ先	P. 18

別冊 よくある質問にお答えします。(Q & A)

【年金に係る手続き例】



※ 経過的加算額は省略しています。
※ 条件に該当する配偶者等がいる場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。(P. 2参照)

- 注1 S34. 4. 2～S36. 4. 1生まれの方は、64歳から特別支給の老齢厚生年金、経過的職域加算額 (H27. 9までの期間を有する方が対象) が支給されます。(P. 9参照)
- 注2 短期組合員の期間に係る老齢厚生年金は、日本年金機構 (年金事務所) での手続きが必要です。
- 注3 公的年金加入期間が公務員の共済組合のみの場合は、最後の共済組合を通じて請求します。

1 年金を受け取るための資格喪失時の手続き

(一般組合員→短期組合員への種別変更を含む。)

一般組合員が資格喪失・種別変更等で長期給付(年金)の適用対象外となった場合、各所属所において、該当組合員から聴取した必要事項を記入の上、「年金加入期間等登録届書」(リスト形式)を公立学校共済組合京都支部(以下、「支部」という。)へ提出いただきます。(各所属所→支部)

その後、支部年金係から必要書類等を所属所へ送付します。

- ・年度途中退職者については、年度始めに通知します。
- ・年度末退職者については、別途通知します。

(1) 年金受給者以外の場合

手続完了次第、公立学校共済組合本部(以下、「本部」という。)から年金待機者登録通知書が送付されます。

(2) 年金受給者の場合

年金決定時から今回資格喪失するまでの加入期間を加え、年金額を再計算すると共に、在職停止の解除が行われ、本部から改定通知書が送付されます。

2 老齢厚生年金

65歳から受け取ることができます。

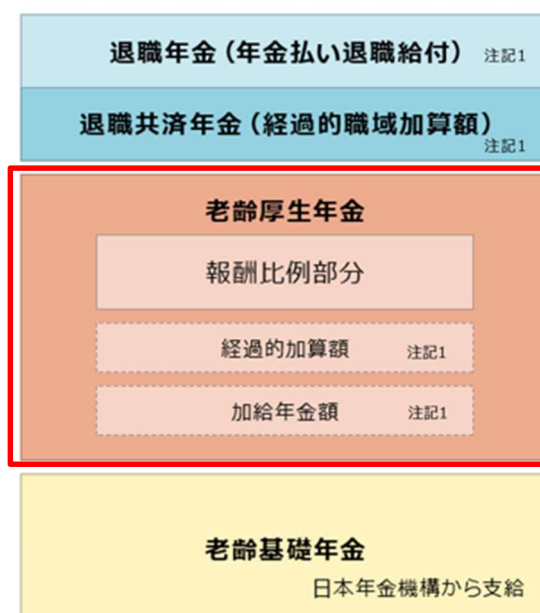
経過措置として65歳前から支給される「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳時点で消滅し、「老齢厚生年金」の請求手続きが必要となります。

(1) 受給資格要件

次の全てを満たす必要があります。

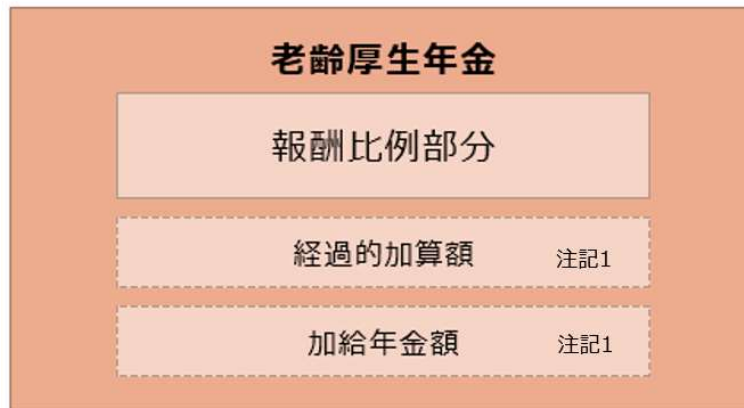
- ア 65歳以上であること
- イ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること
- ウ 受給資格期間(国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間)が10年以上であること

65歳からの年金のしくみ



注記1:該当する方のみが対象となります。

(2) 年金額



注記 1：経過的加算額・加給年金額は、該当する方のみが対象

ア 報酬比例部分

報酬に比例し、平均給与月額及び平均標準報酬月額と加入期間に基づき算出（平成 15 年 4 月から総報酬制が導入されたことに伴い、年金額は平成 15 年 3 月までの期間と、平成 15 年 4 月以降の期間とに分けて計算）

イ 経過的加算額

老齢基礎年金の算定月数が 480 月（40 年）に満たない場合で、20 歳未満や 60 歳到達後の厚生年金加入期間があれば、その月数の差が加算されます。

ウ 加給年金額

老齢基礎年金（または定額部分）の受給開始時に、受給要件の 1 から 3 の全てに該当した場合

対象者		加給年金額（※ 1）
配偶者	65 歳未満	408,100 円
子	① 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある。	2 人目まで 1 人につき 234,800 円
	② 20 歳未満で障害等級 1 級又は、2 級の障害の状態にある。	3 人目から 1 人につき 78,300 円

※ 1 加給年金額については、昭和 18 年 4 月 2 日以降生まれ・令和 6 年度の額

<受給要件>

- 年金受給権者の厚生年金被保険者期間が 20 年以上（※ 2） ある。
- 年金受給権者と生計をともにしている 65 歳未満の配偶者又は 18 歳に達する日の属する年度末までの間にある子（1，2 級の障害者は 20 歳未満）がある（以下「加給年金額対象者」という。）。
- 加給年金額対象者の恒常的収入が 850 万円未満である（ただし、その時点で 850 万円以上でも定年等により 5 年以内に退職し、収入が 850 万円未満になると見込まれる場合は加給年金額対象者となります。）。

※2 「2」以上の種別の厚生年金被保険者期間を有する場合は、全ての厚生年金被保険者期間を合算して「20年以上」となるときに、原則として最も加入期間が長い実施機関から支給される老齢厚生年金に加算されます。

【加給年金額が支給停止される場合】

- ①加給年金額対象者である配偶者が老齢（退職）を給付事由とする年金（加入期間が20年以上かそれと同様とみなされるもの）の受給権を有する場合
※2つ以上の実施機関の老齢厚生年金を受給している場合で、全ての被保険者期間を合算し20年以上となったときについても支給停止されます。
- ②障害を給付事由とした年金を受給したとき

(3) 在職中による年金の支給停止

老齢厚生年金の受給者のうち、以下の①～③のいずれかに該当する方は、在職中、年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

- ① 民間会社等に勤務して厚生年金保険に加入している方
または70歳以上で厚生年金保険適用事業所に勤務している方
- ② 国会議員・地方議員の方
- ③ 常勤の公務員など共済組合員（一般組合員）として在職している方

ア 支給停止額

$$\text{支給停止月額} = (\text{賃金} + \text{年金} - 50 \text{ 万円}) \times 1 / 2$$

(50万円：令和6年度の基準額)

賃金…標準報酬月額（月収）＋直近1年間の標準賞与額（過去1年間のボーナス）の合計額×1/12

年金…老齢厚生年金の報酬比例部分の月額

イ ③に該当する場合の支給停止について

アに加え、退職年金（年金払い退職給付）と退職共済年金（経過的職域加算額）が全額支給停止されます。

公務員の共済組合員資格を一旦喪失した後、③に該当することとなった方は、所属所を通じて「年金受給権者再就職届書」を提出してください。

※ ①～③のいずれかに該当することになった場合、各関係機関との情報交換、事務処理等に時間を要しますので、過去に遡って精算が発生することがあります。

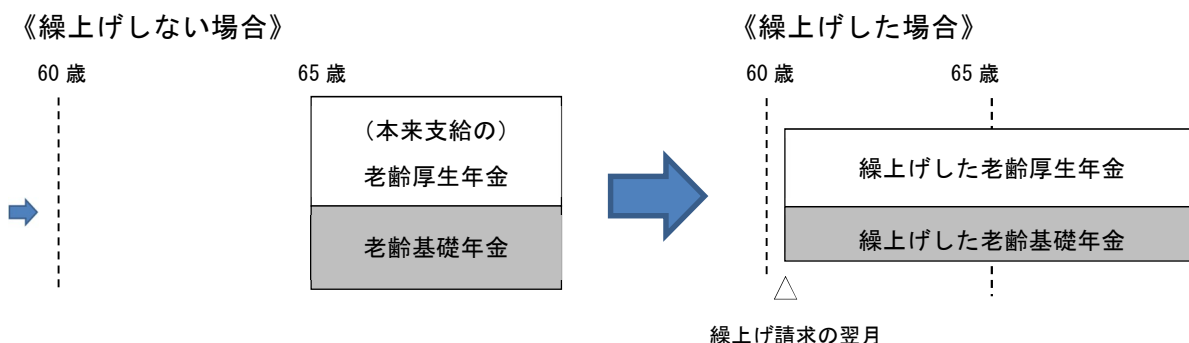
※ **年金**が全額支給停止される場合は、加給年金額も停止されます。

(4) 在職中の老齢厚生年金受給者の在職定時改定（令和4年10月から）

毎年9月1日において、65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者である一般組合員については、前年の9月から当年8月までの組合員期間を加えて10月分（12月支給分）から老齢厚生年金の額の改定（再計算）を行います。（繰下げ待機中の組合員を除く。）

(5) 支給の繰上げ

60歳以上であれば、年金を繰上げて受給することができます。また、その際には、老齢基礎年金や加入していたすべての年金の支給の繰上げ請求も同時に行わなければなりません。



ア 昭和37年4月1日以前に生まれた方

繰り上げた月数1箇月あたり0.5%が減額され、減額は生涯続きます。

例) 支給開始年齢65歳 ⇒ 60歳支給に繰り上げた場合

$$0.5\% \times 5 \text{年} \times 12 \text{月} = \underline{30\% \text{減額}}$$

イ 昭和37年4月2日以後に生まれた方

繰り上げた月数1箇月あたり0.4%が減額され、減額は生涯続きます。

例) 支給開始年齢65歳 ⇒ 60歳支給に繰り上げた場合

$$0.4\% \times 5 \text{年} \times 12 \text{月} = \underline{24\% \text{減額}}$$

【老齢厚生年金の繰上げ支給制度の主な留意事項】

- ① 繰上げによる減額は生涯にわたって続きます。
- ② 繰上げ請求した後の取消しや変更はできません。
- ③ 老齢厚生年金の繰上げは在職中でも請求できますが、厚生年金被保険者である間は、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。
- ④ 繰上げ請求した後に、事後重症による障害厚生年金（障害基礎年金）の請求はできません。

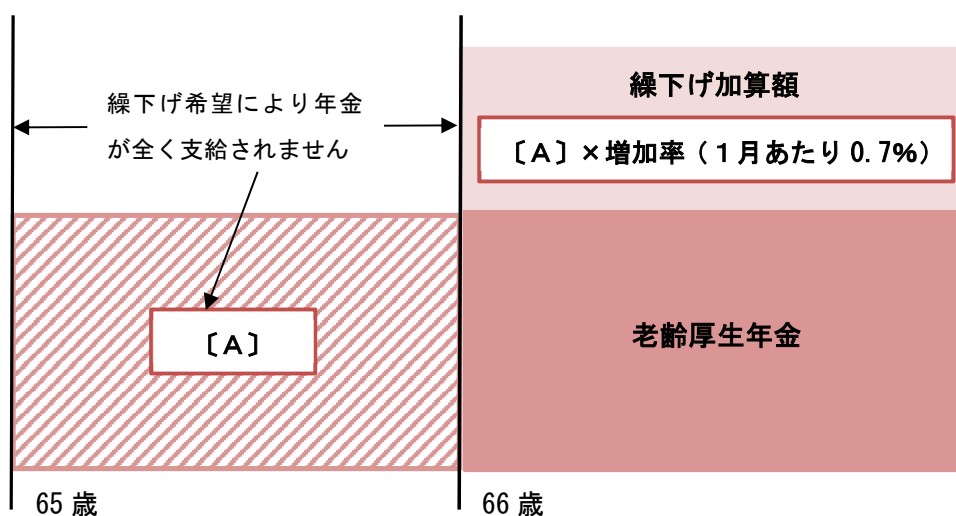
(6) 支給の繰下げ

本来は 65 歳から支給される老齢厚生年金について、65 歳で請求を行わず、66 歳以降に繰下げて請求したときは、65 歳で請求した場合の老齢厚生年金に繰下期間に応じて 1 月あたり 0.7% を増額した額を老齢厚生年金として受給することができます。

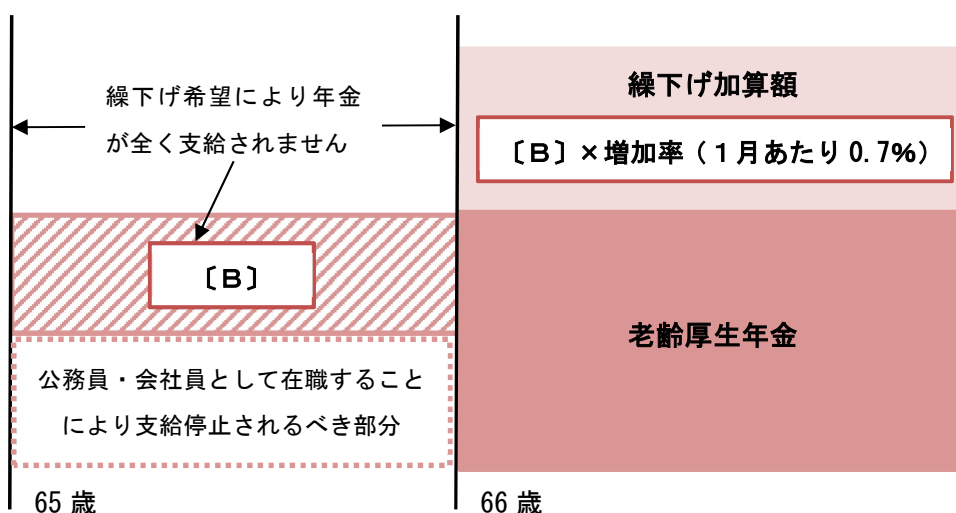
最大、75 歳まで繰下げが可能です。この場合 84% の増額となります。ただし、全ての方が対象ではなく、昭和 27 年 4 月 2 日以後生まれの方となります。

繰下げの意思表示をされた場合、ご自身で年金支給を希望されるタイミングで請求書等の取り寄せ及び年金請求が必要となります。

◆65 歳以降公務員・会社員等として在職している期間がない場合に、66 歳で老齢厚生年金の繰下げ請求を行った場合のイメージ図（基礎年金を含まない図です。）

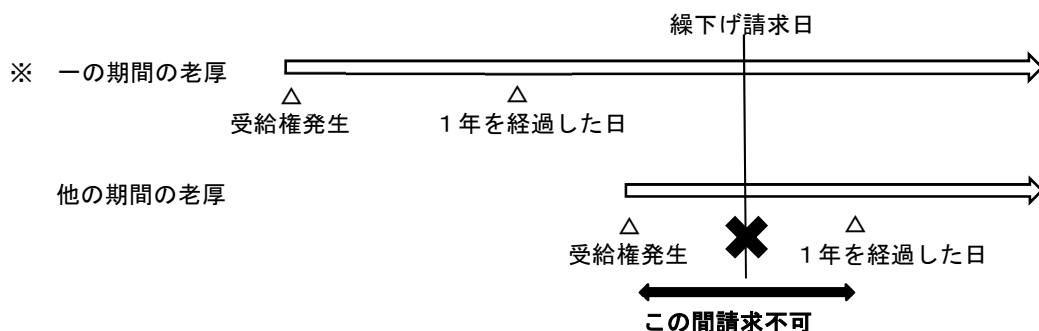


◆65 歳から 66 歳まで公務員・会社員等として在職している場合に、66 歳で老齢厚生年金の繰下げ請求を行った場合のイメージ図（基礎年金を含まない図です。）



【老齢厚生年金の繰下げ支給制度の主な留意事項】

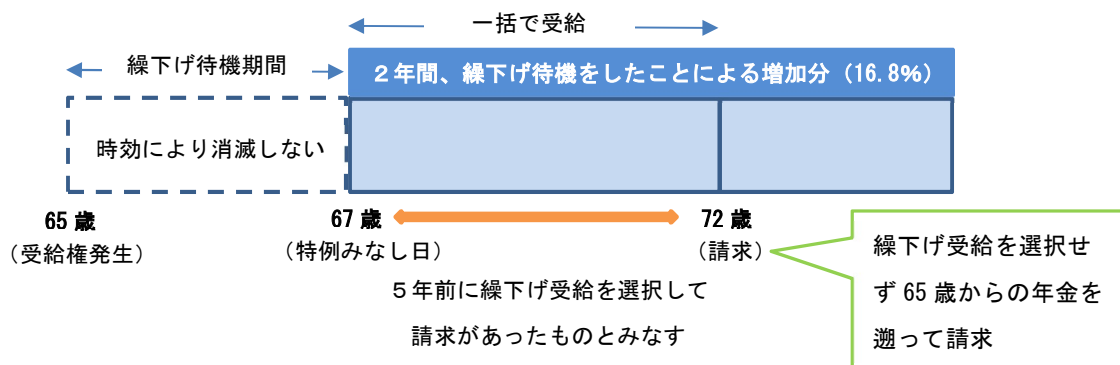
- ① 再就職や在職中で老齢厚生年金が支給停止される年金額は、繰下げの増額対象となりません。
- ② 65歳から66歳になるまでの1年間は繰下げ請求できません。
ただし、下（※）に示したような事例の場合、他の期間の老齢厚生年金の受給権が発生し、1年が経過するまで一の期間の老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。
- ③ 障害給付（障害基礎年金を除く。）又は遺族給付の受給権を有する方は、繰下げ請求をすることができません。66歳到達以降、繰下げ請求をする前に障害給付又は遺族給付の受給権が発生した場合は、その受給権が発生した時点で繰下げ請求をするか、65歳時点で遡及して老齢厚生年金の請求を行うかの選択となります。
- ④ 老齢基礎年金についても繰下げ請求することができます。その場合は、老齢厚生年金とは別に請求が必要です。
- ⑤ 75歳以降に繰下げ請求を行った場合、75歳に繰下げ請求があったものとして年金を支給します。（令和4年4月から。昭和27年4月2日以後生まれの方が対象）



◆70歳到達後に65歳からの年金を遡って請求するときの特例

72歳から年金請求する場合、7年間繰下げて58.8%の増額（月0.7%×12箇月×7年）となりますが、遡及して請求することもできます。

例：72歳まで年金を繰り下げる予定だった方が、繰下げ受給ではなく65歳からの年金を遡って請求した場合



例の図の場合、67 歳から 72 歳までの年金を 16.8%増額（月 0.7%×12 箇月×2 年）で一括受給し、72 歳以後は 16.8%増額で支給されます。

ただし、過去の年金を遡って一括で受給する場合には、医療保険・介護保険の自己負担額や保険料、税金等についても、過去に遡って調整される場合があります。

3 年金払い退職給付

共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として、平成 27 年 10 月から「年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付）」が創設されました。年金払い退職給付は地方公務員の退職給付の一部として設けられたもので「退職年金」、「公務障害年金」、「公務遺族年金」の 3 種類の給付があります。

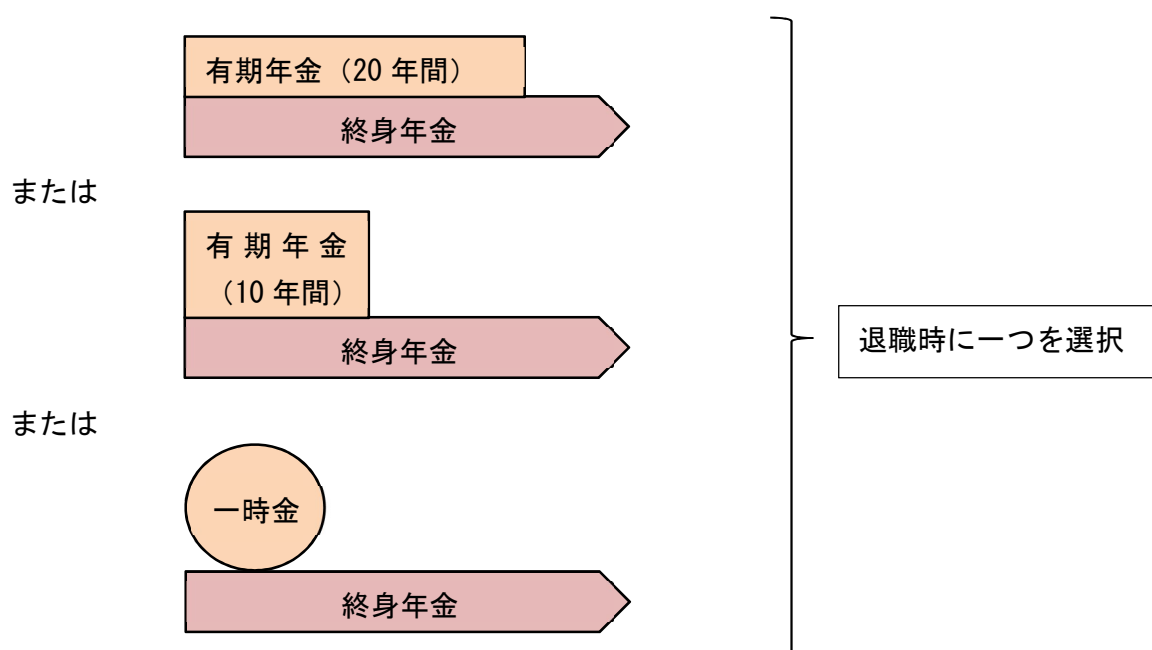
(1) 退職年金

退職年金は、1 年以上引き続き組合員期間を有する方が、退職した後 65 歳に達したとき、または 65 歳に達した日以降に退職したときに支給されます（60 歳から支給の繰上げ、また、75 歳までの支給の繰下げも可能です。）。

退職時まで積み立てた給付算定基礎額の半分(※)は有期年金、半分(※)は終身年金として支給され、有期年金は 10 年または 20 年支給のいずれかを選択します（一時金の選択も可能です。）。

受給者がお亡くなりになった場合は、終身年金部分は終了し、有期年金の残余年月がある場合は遺族に一時金が支給されます。

【退職年金のイメージ】



※ 組合員期間が 10 年未満の場合は、4 分の 1

(2) 公務障害年金

公務障害年金は、公務による傷病により障害の状態になった方に、障害の状態である間、支給されます。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、公務による傷病により亡くなられた場合、遺族の方に支給されます。

4 年金の支給月

支給日は支給月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日の時は、直前の平日に支給されます。

支給月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支給月区分	12, 1月分	2, 3月分	4, 5月分	6, 7月分	8, 9月分	10, 11月分

初回の年金はいつもらえるの??



～ 昭和36年4月2日以後生まれの人の場合 ～

年金の支給は、65歳の誕生日の翌月分（1日生まれの方は当月分）から開始されます。

（例）昭和36年6月6日生まれの人の場合

◆年金の支給 → 令和8年7月分から

昭和37年10月1日生まれの人の場合

◆年金の支給 → 令和9年10月分から

ただし、事務手続に時間を要しますので、初回の支給まで、請求後、4～5箇月程度かかります。手続完了後、遡って、対象月分から支給されます。

5 「65 歳からの年金」以外の年金

(1) 特別支給の老齢厚生年金

(7) 受給資格要件

次の全てを満たす必要があります。

ア 支給開始年齢に達していること

イ 厚生年金被保険者期間が1年以上あること

ウ 受給資格期間（国民年金の保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間）が10年以上であること。

(イ) 支給開始年齢

下のとおり、生年月日により支給開始年齢が異なります。

また、日本年金機構（第1号厚生年金）の女性の支給開始年齢は男性より早くなっています。

それぞれの年金に加入していた場合、それぞれの請求手続きが必要となります。

◆公立学校共済組合（第3号厚生年金）の場合

生年月日	支給開始年齢
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日まで	64歳

◆日本年金機構（第1号厚生年金）の女性の場合

生年月日	支給開始年齢
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日まで	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日まで	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日まで	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日まで	64歳
昭和41年4月2日から	65歳

(ウ) 雇用保険法による特別支給の老齢厚生年金との調整

特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得した方が、雇用保険法に基づく「失業給付（基本手当）」等を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金の支給が停止されます。（経過期的職域加算額（旧3階部分）については支給されます。）

基本手当等の受給権を得た場合、ハローワークの窓口で相談の上（年金額と比較する等）受給するかどうか決定してください。

なお、受給を決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要となります。

(2) 障害厚生年金

障害厚生年金は、次の支給要件を満たした場合に、支給されます。

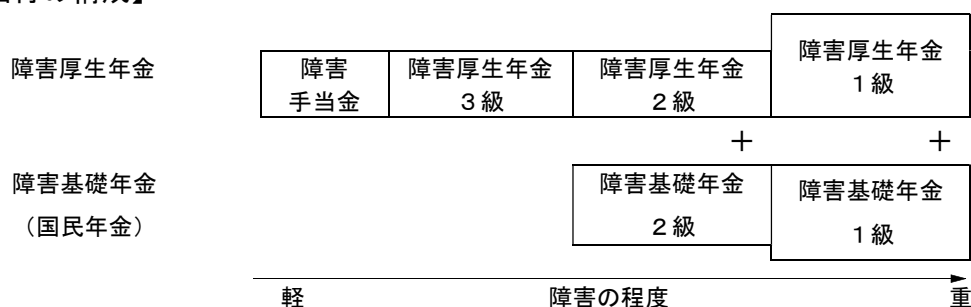
【支給要件】

- ① 一般組合員期間中に初診日のある傷病であること
- ② 障害認定日（初診日から１年６月経過した日又は症状が固定した日）又は障害認定日後 65 歳に達する日の前日までの間に障害の程度が１級から３級までに該当すること
- ③ 初診日の前日に以下のいずれかを満たしていること（平成 27 年 10 月からの要件）
 - ア 初診日のある月の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の被保険者期間の 3 分の 2 以上あること
 - イ 初診日のある月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと（初診日が令和 8 年 3 月 31 日以前で、初診日に 65 歳未満であるときに限りま

※ ①については、厚生年金保険の被保険者期間中に限ります。

※ 障害厚生年金は、障害者手帳の有無や等級とは関係がありません。共済組合での障害程度の認定が必要です。

【障害給付の構成】



平成 27 年 9 月以前は、在職中は、給料との調整で原則として支給停止となっていました
が、一元化後の平成 27 年 10 月以降は在職中でも支給されることとなりました。（経過的
職域加算額は在職中支給停止）

特別支給の老齢厚生年金において、障害者特例（18 頁参照）を受けられる場合がありますので、障害状態にあると思われる場合には、年金係までご相談ください。（電話：075-451-1070）

(3) 遺族厚生年金

共済組合の一般組合員又は一般組合員であった方が、次の要件のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

【支給要件】

- ① 一般組合員が在職中に死亡したとき
- ② 退職後、一般組合員であった期間中に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 1級又は2級の障害厚生年金（障害共済年金）の受給権者が死亡したとき。
- ④ 資格期間が25年以上ある老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権者または老齢厚生年金の資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。

【遺族及びその順位】

死亡の当時、その方と生計を共にしていたことが必要です。

また、収入要件として、死亡の当時その遺族に年額 850 万円以上の恒常的な収入がないことも必要です。

- 第1順位 配偶者（夫は55歳以上）及び子（18歳に達する日の属する年度末までの間にある子等）
- 第2順位 父母（55歳以上）
- 第3順位 孫（子と同じ）
- 第4順位 祖父母（55歳以上）

※ 配偶者と子の場合を除いて、年金を受けられなくなった先の順位の人に代わって後の順位の人が年金を受け取ること（転給）はできません。

【年金額】

一般的には、老齢厚生年金の3／4程度が目安となっています。

6 併給調整

(1) 一人一年金の原則

年金には、「一人一年金」の原則があります。このため、一般的には2つ以上の年金受給権がある場合は、どちらかを選択していただくことになります。

(2) 一人一年金の原則の例外

一人一年金の原則の例外として、同時に受給できる年金もあります。

例えば、老齢厚生年金と老齢基礎年金（支給事由が同じ場合）や、老齢厚生年金と遺族厚生年金（65歳以上の場合）などがあります。

なお、65歳以上の方で老齢（退職）を事由とする年金を持っている場合は、まず老齢（退職）を事由とする年金が支給され、遺族厚生年金は老齢（退職）を事由とする年金を上回る差額のみが支給されることとなります。

7 年金受給者となった後の手続き

年金受給口座の変更等、年金受給者となった後の手続きは、公立学校共済組合本部から年金証書と共に送付される、「年金のあんない」（小冊子）に従って行ってください。

8 年金にかかる税金

老齢厚生年金は、所得税法上「雑所得」として課税され、年金の支給期ごとに源泉徴収されます。年金以外の収入（現職で勤務され給与収入がある場合など）がある場合は、御自身で確定申告する必要があります。

令和6年6月開始の定額減税に係る留意事項



- ・ 所得税は、令和6年6月定期支給分から令和6年12月定期支給分までの年金から徴収する所得税について、定額減税の額に達するまで減税します。
- ・ 個人住民税は、令和6年10月定期支給分から特別徴収される個人住民税について、減税されます。
- ・ お勤めしている方は、給与支払者のもとにおいても定額減税の適用を受けることになります。給与と公的年金等で重複して減税された場合は、令和7年2月からの確定申告で精算することとなります。

9 退職後の年金加入

共済組合の一般組合員は、国民年金の被保険者（第2号）でもあるので、退職すると国民年金被保険者の資格を喪失することになります。

また、組合員に被扶養配偶者がいる場合、その配偶者の国民年金被保険者の資格（第3号）も喪失します。

日本国内に居住している20歳から60歳の方は、国民年金に加入することとなっていますので、60歳到達前に退職される場合は、組合員・被扶養配偶者とも国民年金に60歳まで加入する必要があります（再就職で共済組合の一般組合員、厚生年金保険、私立学校教職員共済等に加入される場合は、この限りではありません。）。

※「任意継続組合員」は医療保険のための制度で、公的年金制度に加入するわけではありません。60歳未満の任意継続組合員は、国民年金に加入する必要があります。

10 離婚時の年金分割制度

離婚当事者の婚姻期間中の老齢給付（厚生年金等）の計算の基となる標準報酬を、離婚時に限って分割することが認められており、「合意分割」と「3号分割」の2つの制度があります。ただし、分割後の年金は自分自身の年金受給開始年齢に到達するまで受給できません。

また、請求期限は原則として離婚後2年間となっています。

(1) 合意分割

婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、離婚時に限り分割する制度です。離婚当事者間で協議・合意の上、共済組合に対し分割の請求を行う必要があります。分割割合は5割を上限として当事者間で決めることができます。

(2) 3号分割

婚姻期間中のうち、平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間に限り分割できます。分割割合は5割と決められています。

※ 離婚等が成立し、当事者の一方が亡くなった場合は、死亡の日から1箇月を経過すると請求することができなくなります。

11 国民年金手帳から基礎年金番号通知書へ

令和4年4月から新たに20歳到達者に対する資格取得のお知らせとして、国民年金手帳の交付から基礎年金番号通知書の送付に切り替えることとなりました。これまで送付された国民年金手帳については、引き続き基礎年金番号を明らかにすることができる書類として利用できます。

なお、基礎年金番号通知書は、上記の他に、平成9年1月の基礎年金番号導入後に、共済組合の加入期間しかなかった教職員等に対し、社会保険庁（現 日本年金機構）から共済組合を通じ交付されています。

◆ 參考資料 ◆

公的年金の種類

日本の公的年金は、日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満のすべての人が加入する「国民年金（基礎年金）」と、民間企業や官公庁等に勤務している人が加入する「被用者年金」のいわゆる 2 階建て構造になっています。

(1) 国民年金（1 階部分）

昭和 61 年 4 月から基礎年金制度が導入され、国内に住所のある 20 歳から 60 歳未満の者は国民年金に強制加入となりました。

* 国民年金の被保険者の種別

- 第 1 号 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の自営業者、学生など
- 第 2 号 厚生年金保険被保険者（公務員、会社員など）
- 第 3 号 第 2 号被保険者の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の者

※参考※

○国民年金保険料：月 16,980 円（令和 6 年度）

○老齢基礎年金の満額：年 816,000 円（令和 6 年度/昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ）

〔 20 歳から 60 歳までの 40 年間（480 月）加入・納付した場合の額
（月数に応じた老齢基礎年金が 65 歳から支給されます。） 〕

(2) 厚生年金（2 階部分）

被用者年金である厚生年金保険は、全国民共通の基礎年金制度の上乗せ部分として位置づけられています。

制度に加入していた期間とその間の給料・標準報酬額等に比例した年金が支給されます。

種 別	呼 称	対 象 者	実 施 機 関
1 号厚生年金	一般厚生年金	2～4 号以外	厚生労働大臣（日本年金機構） 参考：短期組合員
2 号厚生年金	国共済厚生年金	国家公務員	文科省、厚労省共済組合等
★ 3 号厚生年金	地共済厚生年金	地方公務員	<u>公立学校共済組合（一般組合員）</u> 、地方職員共済組合等
4 号厚生年金	私学共済厚生年金	私立学校教職員	日本私立学校振興・共済事業団

(3) 公務員独自の年金（3 階部分）

ア 年金払い退職給付（退職等年金給付）（新 3 階部分）

平成 27 年 10 月に被用者年金制度が一元化されたときから制度が開始されました。（詳細は、7 頁「3 年金払い退職給付」及び 15・16 頁参照）

イ 職域年金相当部分（旧 3 階部分）

2 階部分に上乗せされていた年金は、一元化により廃止されましたが、平成 27 年 9 月までの共済組合期間と給料等に応じた年金額が、経過措置として支給されます。

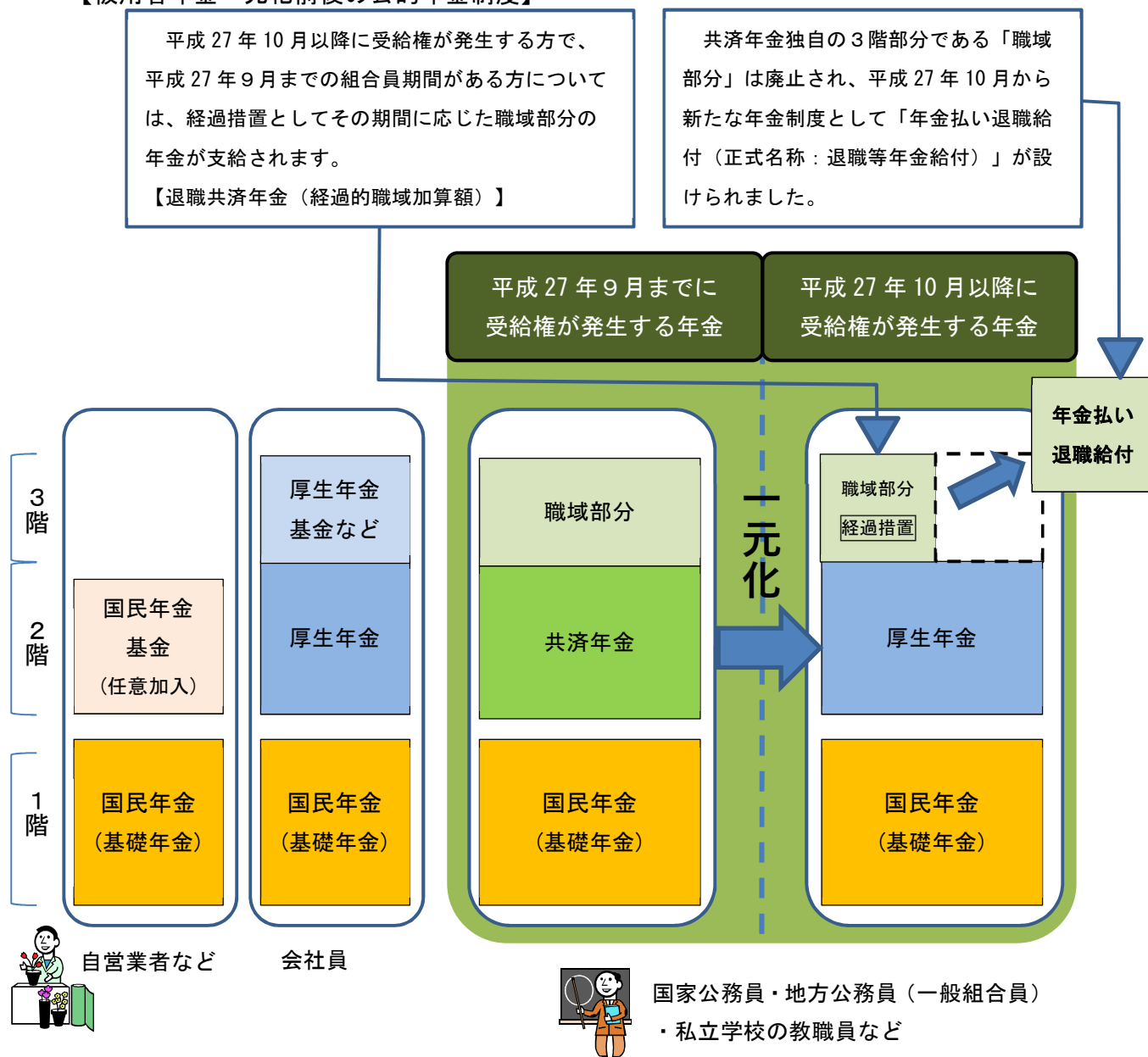
(4) 被用者年金制度の一元化（平成 27 年 10 月 1 日施行）

被用者年金制度は、大きく次の 2 つに分かれていました。

- ① 厚生年金保険制度：民間企業に勤務する人が加入
- ② 共済年金制度：公務員、私立学校の教職員等が加入

被用者年金制度の一元化とは、この「共済年金制度」が「厚生年金保険制度」に統一されたことをいいます。

【被用者年金一元化前後の公的年金制度】



○ 一元化による、主な変更点は以下のとおりです。

ア 共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消

制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消しました。

例：退職共済年金の在職支給停止の計算方法の変更、障害共済年金の在職支給など

イ 共済年金にある職域部分の廃止

共済年金の職域部分は廃止され、新たな制度として「年金払い退職給付」が創設されました。

なお、平成 27 年 9 月までの組合員期間がある方については、経過措置としてその期間に応じた職域部分が支給されます。

ウ 保険料率の統一

保険料率は、平成 30 年に民間企業に勤務する人と同じ保険料率の 18.3%で統一されました。

エ 共済組合による事務の実施

一元化後も事務手続きの効率化の観点から、引き続き共済組合が年金の支給・事務手続きを行います。

保険給付の種類

保険給付の種類は、国民年金（1 階部分）、厚生年金（2 階部分）共に下表のとおり 3 種類あります。

種類 \ 名称	国民年金 （基礎年金） （1 階部分）	厚生年金 （被用者年金） （2 階部分）	給付事由
老齢（給付）	老齢基礎年金	老齢厚生年金	老齢となった場合、一般的に所得の喪失なり減少がみられるので、その生活の保障を図ることを目的とする。
障害（給付）	障害基礎年金	障害厚生年金	心身の障害により日常生活に制限を受けるなどの場合、その生活保障を図ることを目的とする。
遺族（給付）	遺族基礎年金	遺族厚生年金	生計維持者である組合員等が死亡した場合、遺族の生活保障を図ることを目的とする。

障害者特例・長期加入者特例

退職している方（厚生年金被保険者でなくなった方）が以下のいずれかに該当した場合は、65 歳に到達するまで、特別支給の老齢厚生年金（9 頁参照）に年金額の特例が適用され、定額部分（老齢基礎年金に相当する額）が加算されます。

- 障害等級（※）が 1 級から 3 級までの障害状態にあり、特例の請求を行った方
- 組合員期間が 44 年以上である方

※ 障害等級…初診日（組合員期間中でなくてもよい）から 1 年 6 月経過した日（障害認定日）以後に共済組合が定めた 1 級から 3 級に該当する状態にあること。（身体障害者手帳の基準とは異なります。）

60～64 歳	65 歳
特別支給の 老齢厚生年金	本来支給の 老齢厚生年金
定額部分	老齢基礎年金

△
請求日の翌月

お問い合わせ先

公立学校共済組合京都支部年金係 TEL 075-451-1070
（京都府教育庁管理部福利課内）

公立学校共済組合本部年金相談窓口 TEL 03-5259-1122

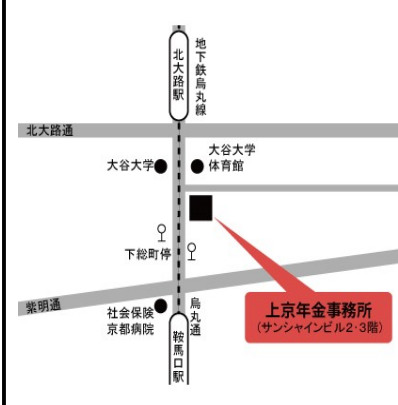
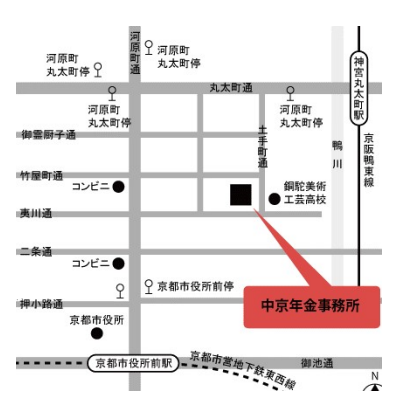
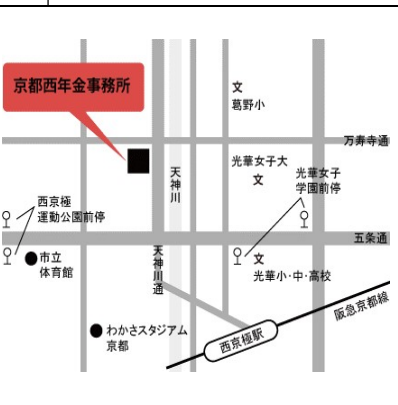
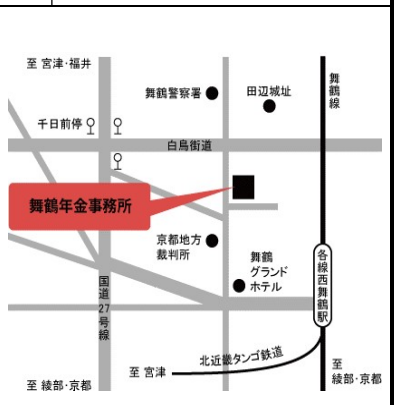
◇その他（公立学校共済組合以外の加入歴がある方はこちらも参考にしてください。）

勤務先等	実施機関	問い合わせ先
◇民間会社に勤務 ◇常勤講師（平成 31 年度より前）として勤務 ◇短期組合員	日本年金機構	住所地の管轄の年金事務所 （次頁参照） 京都府外の方は、 日本年金機構ねんきんダイヤル 0570-05-1165
在家庭（学生、無職等）	日本年金機構	
私立学校に勤務	日本私立学校振興・共済事業団	共済本部 電話 03-3813-5321 大阪会館 電話 06-6393-9701
公務員として勤務 （他の公務員共済に加入）	公立学校共済組合 最後の公務員共済で手続きします。	京都支部年金係 電話 075-451-1070

日本年金機構《京都府内年金事務所案内》

予約相談（ナビダイヤル）：0570-05-4890

050 から始まる電話でおかけになる場合は「（東京）03-6631-7521」

上京年金事務所		中京年金事務所		下京年金事務所	
住所	〒603-8522 京都市北区小山西花池町 1-1 サンシャインビル2・3階	住所	604-0902 京都市中京区土手町通竹屋町下がる銚田町287	住所	〒600-8154 京都市下京区間之町通下田万数や街上の江の木町308
電話	075-415-1165	電話	075-251-1165	電話	075-341-1165
管轄	北区 上京区 左京区	管轄	中京区 東山区 山科区	管轄	下京区 南区
					
京都南年金事務所		京都西年金事務所		舞鶴年金事務所	
住所	〒612-8558 京都市伏見区武田七瀬川町8-1	住所	〒615-8511 京都市右京区西京極南大入り町81	住所	〒624-8555 京都府舞鶴市南田辺50-8
電話	075-644-1165	電話	075-323-1170	電話	0773-78-1165
管轄	伏見区 八幡市 綴喜郡 宇治市 相楽郡 城陽市 久世郡 京田辺市 木津川市	管轄	右京区 西京区 向日市 長岡京市 乙訓郡 船井郡 亀岡市 南丹市	管轄	福知山市 宮津市 舞鶴市 京丹後市 綾部市 与謝郡
					

公立学校共済組合京都支部年金係

(京都府教育庁管理部福利課年金係)

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁 3号館 5階

TEL 075-451-1070

京都支部HP <https://www.kouritu.or.jp/kyoto/index.html>

